

情報通信審議会 情報通信技術分科会 小電力無線システム委員会  
自営系移動通信の利活用・高度化作業班 運営方針(案)

「小電力無線システム委員会」(諮問第2009号)に関する調査検討について、委員会が調査検討のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査検討を促進させるために「自営系移動通信の利活用・高度化作業班」を設置することとする。

### 1 作業班における調査事項

- (1) 小電力の自営系移動通信の利活用方策とその需要動向
  - ア 簡易無線局の利活用方策及びその需要動向
  - イ 無線操縦機器(ラジコン)の利活用方策とその需要動向
  - ウ 動物の位置把握及び検知に関する無線局の利活用方策とその需要動向
- (2) 小電力の自営系移動通信の利活用・高度化方策のための技術的条件
  - ア 簡易無線局に適したデジタル方式の技術的条件
  - イ 無線操縦機器(ラジコン)の高度化方策に関する技術的条件
  - ウ 動物の位置把握・検知に必要となる技術的条件
- (3) その他

### 2 作業班の運営等

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (7) 主任は、必要に応じて調査を円滑に実施するため、作業班の下に限定的な作業グループ(アドホック)を設置することができる。また、その構成員は、主任が承認する者とする。
- (8) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

### 3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

#### 4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。

## 小電力無線システム委員会 自営系移動通信の利活用・高度化作業班

構成員名	所属	備考
秋山 武彦	財団法人日本ラジオ電波安全協会 専務理事	
朝比奈桂司	株式会社スタンダード 新事業開発部 DCR 開発プロジェクトマネージャ	
姉齒 章	社団法人電波産業会 小電力無線局作業班 SWG リーダー 双葉電子工業株式会社 無線機器グループ 技術第2ユニット 技師	
石川 泰志	ヤマハ発動機株式会社 袋井工場 スカイ事業部	
今村 博昭	日本遠隔制御株式会社 常務取締役	
岩井 俊幸	社団法人電波産業会研究開発本部移動通信グループ 主任研究員	
加藤 数衛	社団法人全国陸上無線協会 デジタルCR 規格特別部会 作業部会主査 株式会社日立国際電気 通信事業部 技術統括部長	
小林 忍	財団法人日本航空協会 常務理事スポーツ室長	
小宮山真康	株式会社サーキットデザイン 技術部部長	
櫻井 稔	アイコム株式会社 ソリューション事業部 次長	
齊藤 司	株式会社ケンウッド コミュニケーションズ 事業部 グループ長	
佐藤 律司	日本無線株式会社 通信機器事業本部モバイルビジネスユニット担当部長	
大黒 一弘	アルコム株式会社 取締役	
高木 雄二	日本ラジオ模型工業会 事務局長	
高橋 克巳	モトローラ株式会社 グローバルテレコムソリューション事業部 マネージャ	
竹垣 弘	社団法人全国陸上無線協会 事業部担当部長	
中園 勝久	近藤科学株式会社 常務取締役	
野村 豊	三和電子機器株式会社 開発技術部主幹技師	
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部 准教授	
藤田 和紀	財団法人日本ラジオ電波安全協会 RC 通信システム技術検討委員会 副主査 双葉電子工業株式会社 電子機器事業部 無線機器グループ 技術第一ユニットユニットリーダー	
真壁 志郎	無人ヘリコプター推進協議会 事務局長 ウインテル株式会社 常務取締役	
宮内 瞭一	財団法人テレコムエンジニアリングセンター 専務理事	
村本 邦彦	モータースポーツ無線協会 理事・事務局長	
守山 栄松	独立行政法人情報通信研究機構 情報通信セキュリティ研究センター インシデント対策グループ サブリーダー&トレスサブネットワークグループ 主任研究員	
山田 哲	松下電器産業株式会社 パナソニックシステムソリューションズ社 チームリーダー	